

## 地域活動支援基金実施要領の一部変更について

【改正理由】一般募集团体とは別に組合が必要と認める機関への更なる支援を可能にするため。

新旧対照表

変更後	変更前
<p>1～3 (略)</p> <p>4. 助成交付</p> <p>単年度の助成金は、対象活動(1)を「農業経営支援積立金」、対象活動(2)～(4)を「地域活動支援基金」より、20団体(1団体上限100万円)・総額2,000万円以内とし、各団体の活動内容により審査会にて助成額を決定する。なお、助成金額は1,000円単位とし、人件費や飲食費等については、原則対象外とする。</p> <p>又、上記助成とは別に、JAぎふ管内の農畜産物生産基盤の強化及び市場流通の拡大、SDGsの目標達成を図ることを目的とした研究や活動を行う大学等の機関において、組合が必要と認める機関に対して、事務局が審査会へ提出し、助成額(1団体上限100万円)を決定のうえ「農業経営支援積立金」または「<u>地域活動支援基金</u>」より支援する。</p> <p>なお、審査会において複数年の助成が認められた場合は、活動状況の報告を受けて次年度以降も助成を行うことがある。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4. 助成交付</p> <p>単年度の助成金は、対象活動(1)を「農業経営支援積立金」、対象活動(2)～(4)を「地域活動支援基金」より、20団体(1団体上限100万円)・総額2,000万円以内とし、各団体の活動内容により審査会にて助成額を決定する。なお、助成金額は1,000円単位とし、人件費や飲食費等については、原則対象外とする。</p> <p>又、上記助成とは別に、JAぎふ管内の農畜産物生産基盤の強化及び市場流通の拡大(追加)を図ることを目的とした研究(追加)を行う大学等の機関において、組合が必要と認める機関に対して、事務局が審査会へ提出し、助成額(1団体上限100万円)を決定のうえ「農業経営支援積立金」(追加)より支援する。</p> <p>なお、審査会において複数年の助成が認められた場合は、活動状況の報告を受けて次年度以降も助成を行うことがある。</p> <p>5～7 (略)</p>

附 則

この要領の改正は、令和3年11月1日から実施する。